

## 寄居都市計画地区計画の変更（寄居町決定）

都市計画富田谷津工業地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日 平成20年5月8日
----------------------

名 称	富田谷津工業地区地区計画	
位 置	寄居町大字富田字下六反田の一部、字小林の一部、字五反田の一部、字錢小田、字小藏田、字西小林の一部、字鷺丸、字鷺丸下の一部、字庄ヶ入の一部、字中六反田の一部、字上六反田の一部、字橋の入南の一部	
面 積	約 82.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、寄居町市街地の南東部に位置し、東武東上線男衾駅から南約1kmにあり、国道254号沿道に位置する交通至便の地区であり、町総合振興計画において、工業化を進める地域として位置づけられている。</p> <p>地区計画の策定により、良好な生産環境の創出と保全を図り、周辺の環境と調和した工業地を形成し、保持することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	土地利用については、生産活動及び周辺の環境を考慮し、自然と調和のとれた良好な工業地の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な工業地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>・カラオケボックスその他これらに類するもの</li> </ul>
	建築物の敷地面積の最低限度	5,000m <sup>2</sup>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離（外壁の後退距離）は、10m以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>・施設の管理上必要な建築物</li> <li>・防災上必要な建築物</li> <li>・歩廊に類する建築物</li> </ul>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>広告板その他これに類するもの（埼玉県屋外広告物条例第7条第1項の各号に定めるものを除く）は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己の用に供するもの（埼玉県屋外広告物条例第7条第2項第1号に定めるものをいう）であること。</li> <li>2 色彩及び形状は、周囲の景観と調和したものであること。</li> </ol> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、埼玉県景観計画に適合したものとし、小規模な建築物においても外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、環境や景観に調和したものとする。</p>
		垣又は柵の構造の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び隣地の境界に面して設置する垣又は柵の構造は、景観を損なわないよう生垣又は透視の可能なフェンス等とする。 ただし、出入口に設置する門柱、門扉又は安全、保安上やむを得ないものについては、この限りでない。</li> <li>2 上記の垣又は柵の高さは敷地地盤面から3m以下とし、基礎を構築する場合には、基礎の高さは敷地地盤面から0.6m以下とする。</li> </ol>

「区域図及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理 由： 自然環境と調和した良好な工業地の形成を図るため。